

# 生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより

## すてっぴ

第30号（2019年6月発行）



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

### ～ 障害年金制度について紹介 ～

障害年金は、病気やケガ（身体障がい・知的障がい・精神障がい等）によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。当センターでは、障害年金の申請等の相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

◆障害基礎年金とは…	国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で日本に住んでいる間に、 <b>初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）の障害状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。</b>
◆障害厚生年金とは…	厚生年金に加入している間に、 <b>初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。</b> また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

#### ※留意事項

障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

- (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
- (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

参考資料：「日本年金機構—障害年金—」より一部抜粋

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始

文責：北島（主任相談支援員）